リモート勤務用パソコンの賃貸借(2025ipadAir)

京都市上下水道局総務部総務課

本仕様書は、「京都市上下水道局電子計算機による事務処理等(機器保守)の委託契約に係る共通仕様書」及び「リモート勤務用パソコンの賃貸借(2025ipadAir)に係る個別仕様書」から成る。

# 京都市上下水道局電子計算機による事務処理等(機器保守)の委託契約に係る共通仕様書

## (総則)

- 第1条 この電子計算機による事務処理等(機器保守)の委託契約に係る共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、電子計算機による事務処理等(機器保守)の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別 仕様書に定める内容が優先する。

#### (履行計画)

- **第2条** 受託者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。)は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市上下水道局(以下「甲」という。)に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、 あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変 更するときも、同様とする。

#### (秘密の保持)

**第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者 に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

#### (法令等の遵守)

- **第4条** 乙は、次の各号で定める法令等を遵守して、委託業務を履行する義務を負う。
  - (1) 個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例
  - (2) 京都市上下水道局情報セキュリティポリシー、京都市上下水道局情報セキュリティ 対策基準及び京都市上下水道局情報セキュリティ共通運用手順
  - (3) その他受託業務に関係する法令及び甲が定める規定

## (人員体制)

- **第5条** 乙は、委託業務における担当責任者を配置し、常時甲との打合せが行える連絡体制を整えておかなければならない。
- **2** 乙は、委託業務完了後において、甲からの問い合わせ、障害調査、修正等について、迅速に対応できる連絡体制を整えておかなければならない。

#### (身分証明書の携行)

**第6条** 委託業務に従事する者は、乙の管轄下にある者とし、常に身分証明書を携行する。 また、甲は、乙の作業に際し身分証明書の提示を求め、乙の管轄下にある者かどうかを確認することがある。

#### (目的外使用の禁止)

- 第7条 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
  - (1) 個別仕様書において保守対象として定めるもの(以下「保守対象機器」という。)
  - (2) 甲が乙に支給する物品(以下「支給品」という。)及び貸与する物品(以下「貸与品」

という。)

(3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報(保守対象機器に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。)

## (複写、複製及び第三者提供の禁止)

**第8条** 乙は、保守対象機器、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は 第三者に閲覧又は提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この 限りでない。

## (作業責任者等の届出)

- **第9条** 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲 に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

## (教育の実施)

- 第10条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全 ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律の罰則規定を周知するとともに、個 人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を 整備しなければならない。

## (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第11条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- **2** 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負う ものとする。

#### (再委託等の禁止)

- **第12条** 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書 面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させる とともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うも のとする。

- **4** 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに 応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

## (データ等の適正な管理)

- 第13条 乙は、保守対象機器及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、 内部における責任体制を整備し、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの 漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努め なければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所(以下「電子計算機室等」という。)を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲 の許可を受けなければならない。
- 4 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所 に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備 えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
  - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
  - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
  - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室記録簿に記録すること。
- **6** 乙は、甲から保守対象機器及び委託業務において利用するデータの引渡しを受けたと きは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 7 甲は、乙の第2項から第5項に定める事項に異議がある場合は、理由を示し、書面により乙に変更を求めることができるものとする。
- 8 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
  - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
  - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 9 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承 諾を得た場合は、この限りでない。
- 10 乙は、保守対象機器及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、 甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害

が生じた場合は、契約を解除することができる。保守対象機器のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。

- 12 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。保守対象機器のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 13 乙は委託業務を履行するために保守対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、 交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な 状態にしなければならない。

## (データ等の廃棄)

- **第14条** 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。
- **2** 乙は、前項の規定によりデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を 遵守しなければならない。
  - (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
  - (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
  - (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。

なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

#### (監督)

- **第 15 条** 乙は、保守対象機器及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、 甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

#### (事故の発生の通知)

- 第16条 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、 遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。
- 2 乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (支給品及び貸与品)

- 第17条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める ところによる。
- **2** 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- **4** 乙は、この委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき、又はこの契約 が解除されたときは、個別仕様書等に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与 品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損した ときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品 を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

## (検査の立会い及び引渡し)

- **第18条** 甲は、契約に基づく検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち合わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、 検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約に基づく検査に当たり、必要があると認めるときは、保守対象機器を稼動させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、契約に基づく検査に合格したときは、直ちに、作業報告書を提出するものとし、 作業報告書の提出をもって委託業務の一工程の履行が完了したものとする。
- 4 甲は、保守対象機器に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、前3項に定める作業報告書とは別に当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。
- 5 乙は、成果物を電子媒体にて納品する場合は、事前にウィルスチェックを実施しなけれ ばならない。

#### (契約の解除)

- **第19条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

#### (損害賠償)

**第20条** 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

#### (契約不適合責任)

第21条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき(その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、乙に対し

てその不適合(以下本条において「契約不適合」という。)の修正等に履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、 甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲の請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- **2** 甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- **3** 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第18条第3項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から2年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第18条第3項の規定による委託業務の一工程の遅行が完了した時点において乙が契約不適合と知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

## (作業実施場所における機器)

- **第22条** 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク(以下「機器等」という。)については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。
- **2** 乙は、委託業務の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前 に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする 必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要 となった場合は速やかに消去しなければならない。

#### (委託料の支払い)

**第23条** 甲は、乙による委託業務の完了後に検査を行い、本検査に合格した後、乙の適正な請求によって一括して委託料を支払うものとする。ただし、甲と乙の協議により、契約書に基づいて部分払いを設けることができる。

#### (疑義)

**第24条** 契約締結後、契約内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

## リモート勤務用パソコンの賃貸借 (2025 i p a d A i r) に係る 個別仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

## (適用範囲)

第1条 京都市上下水道局(以下「甲」という。)と契約者(以下「乙」という。)におけるリモート勤務用パソコンの賃貸借(2025ipadAir)に関する仕様は、別添の共通仕様書に定めるもののほか、次条以下のとおりとする。乙はこの仕様書に従って、契約を履行しなければならない。

## (契約の目的)

第2条 乙は、甲の指示に従って機器を設置し、正常に稼動させ、甲に適正な使 用方法を教示するとともに保守管理を行う。

## (納品場所及び日時)

- 第3条 乙は、甲の総合庁舎(京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3)内の甲の指定する場所で、甲の指定する日時に納品を行う。
- 2 前項における甲の指定する日時は、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日でない日の午前8時30分から午後5時15分までの間で指定するものとする。ただし、乙が希望する場合で、事前に甲の同意を得た場合はそれ以外の日時に作業することができる。

## (機器及びソフトウェアの仕様)

- 第4条 機器の仕様は、経費内訳書のとおりとする。
- 2 ソフトウェア(OS含む)の仕様は、経費内訳書のとおりとする。

#### (仕様変更)

第5条 甲は、必要がある場合、仕様変更を行う。ただし、軽易な変更については、契約金額の増減をしない。

## (賃貸借期間)

第6条 賃貸借期間は、令和8年1月1日から令和11年12月31日まで(4 8か月間)とする。

## (借入期間終了後の機器の扱いについて)

第7条 甲は、借入期間が終了した機器は乙へ返却する。ただし、特段の事情が 認められる場合は、機器の扱いについて借入期間終了時に甲と乙が協議して 決定する。

## (支払方法)

第8条 支払方法は原則毎月払いとし、甲は、乙の請求に基づき、30日以内に 支払うものとする。

#### (保守)

- 第9条 機器に異常が認められたときは、乙は甲の総合庁舎又は甲の指定する場所から機器を回収したうえで、速やかに機器を修理すること。また、修理後は甲の指示に従い、使用可能な状態に復旧したうえで納品すること。
- 2 障害対応をより迅速かつ適切に行うため、乙は障害対応体制を設置し、また 甲との連絡体制を整えること。

3 保守対応は、原則として甲の開庁時間内(京都市の休日を定める条例第1条に定める休日を除く午前8時30分~午後5時15分)に実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合で事前に甲の了承を得た場合は、この限りではない。

## (京都市長期継続契約に関する条例の適用)

第10条 本件は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、甲は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。また、甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲が翌年度以降に支払いを予定していた賃借料を請求することはできない。

## (疑義)

- 第11条 乙は、仕様書などに関し疑義がある場合、入札前に甲の説明を受けておくこと。
- 2 乙は、契約決定後に疑義がある場合、甲の解釈に従うこと。

## 経費内訳書 (iPadAir M3 256GB)

内訳名	品名	形 状 ・ 寸 法		単価	月額金額
本体	iPadAir 11インチ M3 256GB	OS iPadOS(最新) CPU Apple M3チップ メモリ 8GB SSD 256GBモデル ディスプレイ 11インチモデル 無線LAN 2x2 MIMO対応Wi-Fi 6E (802.11ax) Bluetooth Bluetooth®ワイヤレステクノロジーVer5.3準拠ワイヤレスWAN Wi-Fi + Cellularモデル eSIM アクセサリ USB-C充電ケーブル (1m) /20W USB-C電源アダプタ	30		
モ バサ -	上記本体で利用可能なモバイル通信サービス ・データ通信端末専用プラン(音声通話、SMSなし) ・月間データ通信量が無制限、又はデータ定額50GB以上のプラン (データ通信量が一定制限を超えた場合の通信速度制限はあっても可) ・開通手続を含むこと				
保 守 費 用		保守パック(4年)、本体付属品の保守含む。引取修理とする。 当局から連絡後、原則として翌営業日までに引取対応可能であること。			

賃	貸	借	期	間	令和8年1月1日から令和11年12月31日まで(48か月)		
					契約金額合計(税抜き)		
					消費税及び地方消費税相当額		
					契約金額合計(税込み)		
					契約金額(税込み) 上下折半(1/2)後の額		